

Title	武蔵国児玉郡傍示堂村：名主内野家の経営を中心として
Sub Title	Bojido-mura, Kodama-gun, Musahi-no-kuni
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.2 (1953. 2) ,p.95(23)- 134(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19530201-0023
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第二集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part II) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530201-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ように評價すべきか等の問題に至つては、殆んど考えることが出来なかつた。今は唯、麥倉村の概略の輪廓と、小室家の酒造業の一端と、そして幕末に於ける一訴訟事件の経緯とをわづかに紹介し得たことを以てせめてもの慰めとしつゝ、首尾甚だ相整わぬこの一文を終ることゝしたい。

武藏國兒玉郡傍示堂村

——名主内野家の經營を中心として——

島 崎 隆 夫

一 傍示堂村概観

「武州兒玉郡傍示堂村」は、現在の埼玉縣兒玉郡藤田村大字「傍示堂」にあたる。藤田村は明治二十二年（一八八九）村制施行の際、武州榛澤郡に屬していた鶉森・牧西・小和瀬・瀧瀬・宮戸の五ヶ村と、武州兒玉郡に屬していた傍示堂村とを併せて作られたものであつて、藤田村の名の起りは、牧西・小和瀬・瀧瀬・宮戸が中世において「藤田庄」に屬していたところから、この庄名にちなんだものである。^(註一)

傍示堂村の村名の起源については、「傍示堂村へ中山道ノ往還カ、リテ中ホトヨリ佐渡越後及上野國沼田厩橋へノ協往來分ル邊ニ昔佛堂ヲ立テ往還ノ傍示トナセシヨリ後年村名ニオハセリト云フ」^(註二)（新篇武藏風土記）記事にその説明の一端を求めることが出来るが、他の一説には、道路の分岐點に道路境界の傍示をおいたところより、村名が起り、正しくは「傍示處（ぼうじど）」といい、「傍示堂」は後世その本來の意味を忘れて、誤つて書くようになったものであつて、決して、そこに堂があつたのでもなく、地理的に云つても、場所が合致しないとして、前説を批判している。

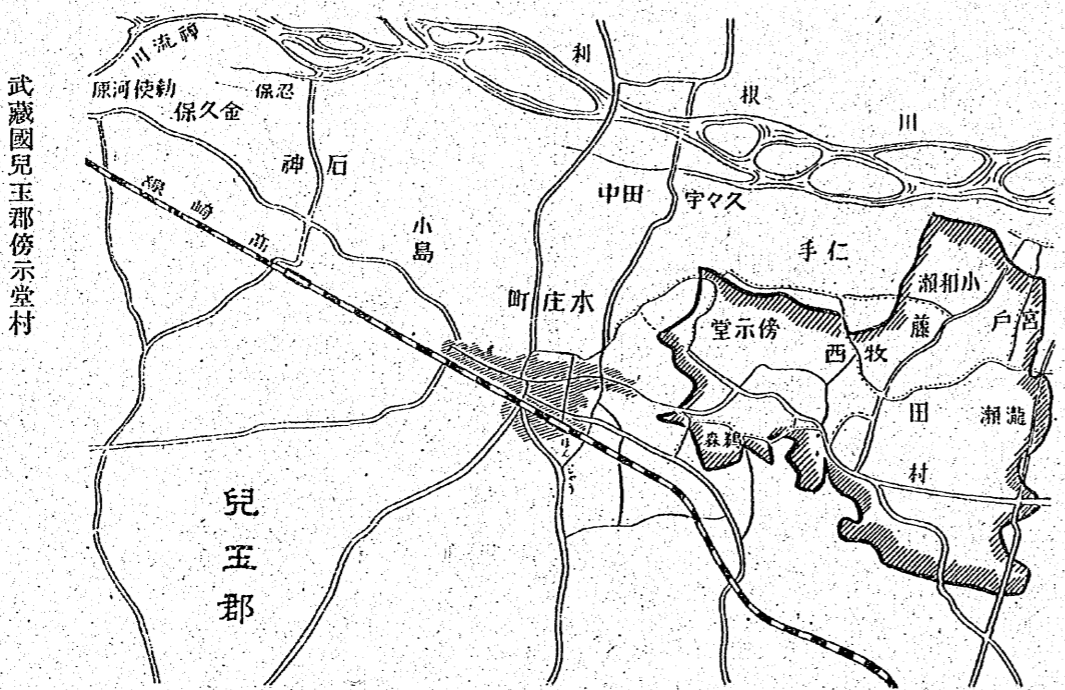
(柳田國男「地名の研究」)

傍示堂村は佐渡、越後筋及び前橋、三國通協往還に位置し、江戸よりの道程は廿一里である。街道筋にあるところより、人馬繼立、宿繼立が盛に行われ、中山道有数の宿驛であつた武州兒玉郡「本庄宿」の東約一里に位置している關係より、本庄宿との關係は特に密接であつた。いま、傍示堂村の位置を圖上に示せば別表のごとくであるが、「東へ榛澤郡牧西村小和瀬ノ二村ニ交リ南へ本郷鶴森村ニ隣リ西へ本庄宿田中久々宇ノ三村ニテ北へ元仁手村」(新編武藏風土記)と、四周をかこまれた「東西凡十町許南北八町程」(新編武藏風土記)の小村である。

傍示堂村の近世以前の歴史については、今詳細に論ずべき機會でないため省略するが、天文年中(一五三二年—一五五四年)本庄領に屬し、本庄領若泉ノ莊ト唱えられ、後、天正十八年度(一五九〇年)には酒井伯耆守の領するところとなり、慶長年度(一五九六年以降)より徳川家直轄の領地となつてゐる。

慶長十七年(一六一二年)に傍示堂村の檢地が中野七藏によつて行はれ、村高五百六十八石八升三合であつた。現在檢地帳が残存していないために、詳細は全く不明である。その反別合せて廿六町一畝十二歩であつたという。

領主關係の變遷は充分に調査し得なかつたが、村高五百六十八石八升三合のうち、高二百七石六斗三升三合は旗本長嶋(永嶋)家が、高百六十石四斗五升は旗本佐久間家が領し、残り二百石は御料所であつた。いま、傍示堂村の概要を知るために、幕末ではあるが、天保九年(一八三八年)の「村差出書上ヶ帳」に記載されている諸事項を中心に若干検討を加えよう。これによれば、村高は五百六十八石八升三合であつて、この反別は五十四町二反五歩(無石盛)、その内譯田反別十六町五畝九歩(内五畝二十二歩、堤敷、堀敷)、畑反別三十八町一反四畝二十六歩である。これよりみると、傍示堂村の田畑の比率は約三割であつて、田に比し畑が著しく多い村であり、田は利根川近く、開られたも



のである。家数は合計六十九軒、人口總數は三百十三人(男百六十二人、女百五十一人)。馬は十三疋であつた。

本村はすでにみたごとく、三給の村であつて、天保九年においては、山本大膳、永嶋藤五郎、佐久間和三郎の三名により分給されてゐた。

山本大膳當分御預所は高二百石であつて、此反別十八町九反六畝十五歩(無石盛)、その内譯は田反別五町四反一畝十三歩(内五畝二十二歩堤敷、堀敷)、畑反別十三町五反五畝二歩である。家數二十五軒。人別合計百二人(男五十五人、女四十八人)。馬五疋。

永嶋藤五郎知行所は高二百七石六斗三升三合であつて、此反別十九町九反六畝二十九歩(無石盛)、その内譯は田反別六町三畝二十七歩、畑反別十三町九反三畝二歩である。家數二十軒。人別合計百五人(男五十五人、女五十一人)。馬四疋。

佐久間和三郎知行所は高百六十石四斗五升であつて、此反別十五町二反六畝二十一歩(無石盛)、その内譯は田反別

武藏國兒玉郡傍示堂村

四町五反九畝二十九步、畑反別十町六反六畝二十二步である。家數二十四軒。人別合計百六人(男五十三人、女五十三人)。馬四疋。

現存している「内野家文書」^(註十)が、右の三給のうち永嶋家支配の分と御料地の分とに限られ、佐久間家の分は全く残存していない關係より、傍示堂村全村として、研究を進めて行くことに非常な困難を生じている。これは後述するごとく、内野家が代々御料地及び永嶋家支配の名主を兼帯していたことより生じて来た資料的限界である。さらに、資料的限界として、檢地帳類が全時代を通じ一冊も残存せず、人別帳其他も殆ど残存しない關係よりして、徳川期における土地所有の状態、その變遷、農民層の構成、その變化等われわれの最も知りたいと思う基礎的な諸事項を全く明瞭になし得ないことである。

残存する二冊の人別帳のうち一冊は御料地(高二百石)に關する「寅人別帳」であつて、日時は慶應二寅年三月(一八六六年)、宛名は木村甲斐守である。百姓代清吉・同源七・組頭彦右衛門・同直右衛門・永嶋直之丞知行分名主兼常傳左衛門の名が出ている。この人別帳は人別の外に持反別が記されているので、この御料地における農民層の状態を幾分かは判知することが出来る。家數二十二軒(天保九年に比し三軒減)、人數九十四人(内男五十二人、女四十二人)、外に家數六軒が潰百姓として記されている。その内容を整理してみると第一表のごとくである。これによれば、二十二軒のうち十軒は持反別が一反未滿のものであり、四反未滿の持反別農家が實に二十二軒中十七軒(七七%)に及んでいる。村高二百石、此反別十八町九反六畝十五步のうち、村持の分はわずかに五町七反六畝六步にすぎないのであつて、十三町二反九步は入作地である。外に出作地は五町四反二畝二步ある。これによると、各農家の所有面積は著しく少量であり、既に農民層の分解は相當程度進んでいることが知られる。

第1表 一高200石分
持反別及出作反別
にする農家戸數

持別農家戸數	出作反別農家戸數	合反別農家戸數
0		7
0-1	10	4
1-2	3	2
2-3	2	1
3-4	2	1
4-5	1	2
5-6	2	
6-7	1	2
7-8	1	
8-9		
9-10	1	1
10-11		
11-12		1
12-13		
13-14		
14-15		
15-16		
16-17		1
計	22	15
		22

他の一冊は永嶋直之丞支配分(高二百七石六斗三升三合)に關する慶應寅年三月(一八六六年)の「宗門人別并鐵炮御改證文帳」である。これには前者と異り、反別が記されていないので農民の土地所有の

状態を知ることが出来ない。宛名は永嶋直之丞様御方松田且殿であり、名主として内野傳左衛門・百姓半兵衛・同次左衛門・百姓代瀬兵衛・同藤次郎の名が出ている。家數合計十七軒(天保九年に比し三軒減少)。人數百一十一人(内男六十人、女五十二人、下男三人、下女一人を含む)馬六疋である。この人別帳において特に注意を要することは、下男三人・下女一人の記入である。その中下男二人・下女一人は内野傳左衛門の家に居り、下男一人は新助(内野傳左衛門新家)の家に居ることである。

傍示堂村の年貢負擔等に關しては、本村が三給の地であり、然も、内野文書がその全部にわたっていない關係よりして、全村としてこれを明日にすることは出来ない。そのためこゝでは省略して、主として宿驛としての負擔の一端を記すにとどめておきたい。

傍示堂村は中山道に面した小村であり、村の中央にて、一方は佐渡・越後方面に通じ、他方は上野國沼田・厩橋邊への脇往來とにわかれていたことはすでに述べたところであるが、これより、人馬の繼立、宿繼立が盛に行われ、こ

それが宿場繁昌の要素ともなつたと考えられるが、他方その負擔の過重は、農村荒廢の原因となつたことも争えない事實である。特に、傍示堂村は本庄宿助郷村として、毎百石ニ付人足百五六十人、馬百疋内外の重き課役を負擔せしめられたばかりでなく、それは農用男子及び馬匹の大半を定助郷傳馬に徵發する結果ともなり、農耕必要の勞役を奪去したのである。かゝる傾向は、幕末に至り、國內の交通が瀕繁となるに及んで、一層激しさを加えることとなつた。かゝる制度は、傍示堂村においても、一非常に過重なる負擔を一因として一農業經營の破壊を促進せしめる作用をなしつつ、窮迫農家を少なからず生んで行つたことは想像出來るのである。

さて、中仙道各驛の傳馬助郷の施設は、元和年間(一六一五—一七三三)にその緒につき、元和五年(一六一九年)に知行毎百石人夫一人、毎百六十石傳馬一疋馬夫一人、助郷村は一年六人六疋を出すの制を立てられたが、後、寛文五年(一六六五年)中仙道各宿に五十人五十疋(東海道は百人百疋)の常備が命ぜられ、さらに、助郷傳馬の制が布かれた。(註十三)本村に極めて密接なる關係にある本庄宿附近の二十七ヶ村大助郷村の設定は元祿七年二月(一六九四年)であつた。(註十三)それによれば、本庄宿大助郷村は二十七ヶ村であつて、總高一萬二千六百五十五石である。傍示堂村は高五百六十八石(傳馬勤高五百六十八石)として、大助郷村に加えられていたが、正徳三年四月(一七二三年)に、助郷村の編成があらためられ、傍示堂村・忍保・金久保・西田・黛の五ヶ村(共に街道に面した村々である)が本庄宿大助郷村より取除れ、長濱村以下七ヶ村があらたに加えられ、大助郷村は二十九ヶ村傳馬勤高一萬千九百四十石に改められたのである。この時より、傍示堂村は獨自に、人馬、宿繼立を行ひ出している。

傍示堂村において、人馬、宿繼立により如何なる負擔をおつていたかを知るために、天保十四年(一八四三年)に書出された天保十年より天保十二年(一八三九—一八四一年)に至る本村の人馬勤高を見ると、

一村高五百六拾八石八升三合

武州兒玉郡傍示堂村

内

高 二百石 北條雄之助御支配所

高 二百七石六斗三升三合 永島藤五郎知行所

高 百六十石四斗七升 佐久間和三郎知行所

天保十亥年

合 人足 千三百八拾七人
馬 四百七拾疋

此村諸入用合金四十一兩三分二朱餘 但 人一人ニ付 銀百五十文

馬一疋 銀二百文

但高百石ニ付

金七兩一分餘相掛申候

天保十一子年

合 人足 千五百五十七人
馬 三百四拾一疋

此村諸入用合金三拾四兩一分二朱餘

但 人足一人ニ付 銀百四十八文

馬一疋ニ付 銀二百文

高百石ニ付

金六兩餘相掛ケ申候

天保十二丑年

武藏國兒玉郡傍示堂村

合 人足 千三百十八人
馬 三百七十疋

此村諸人用合金三十八兩二分餘

但 人足一人ニ付百四十八文
馬 一疋ニ付二百文

高百石ニ付

金六兩三分餘相掛ケ申候

一村惣家數 六拾三軒

天保十四酉年正月

前書奉書上ハ三ヶ年分人馬勤高相違無御座且又先年より一ヶ村限り而勤來ハ義御座ハ 以上

天保九年の「村差出書上ケ帳」の記事に、家數六十九軒、人口三百十三人、馬十三疋となつて居るのに比較して、天保十年には人足千三百八十七人、馬四百七十疋、諸人用合金四十一兩三分二朱餘、天保十一年には人足千五百七十七人、馬三百四十一疋、諸人用合金三十四兩二分二朱餘、天保十二年には人足千三百十八人、馬三百七十疋、諸人用合金三十八兩二分餘と、一ヶ村限りの人馬勤であつたところより、その負擔は非常なものであつたといわなければならぬ。

かゝる負擔の過重は幕末に至るにつれて一層激しいものとなつて行つた。そのため、傍示堂村一村にてはこの負擔に耐え得ず、牧西村(高千二百四十六石九斗六升)、仁手村(高六百六十石)ニヶ村が、その負擔の一部を勤める様になつて來ている。しかし、嘉永三年(一八五〇年)に至ると、牧西、仁手ニヶ村は傍示堂村のみでなく本庄宿え助郷を重役として勤務せしめられ、難澁しているということより、本庄宿の重役を免ぜられ、無役の村々に助郷を課して下されぬ。

度という訴訟書を奉つて居る有様である。^(註十五)そして、兩村は傍示堂村のみの助郷村にしてみらいたいという。この一資料によつてみても、近村の村々の難澁は非常なものであつたと思はれる。

かゝる地位に存在していた傍示堂村の「間屋」として人馬、宿繼立の業務に従事していたのが「内野家」である。次に、傍示堂村の生産事情を概括しよう。本村は「米怔惡敷御座候、當村之儀ハ一鉢水腐場ニ而米怔惡米ニ御座候」という記載があるごとく、水難に逢う機會多く、又、一度水濁れの時には旱害に見舞はれるという有様であつた。用水は、上流(小嶋村)より引水し、埋樋ニヶ所(自普請所)、掛越樋ニヶ所(自普請所)を利用し、田に用ひられている。有名な「備前渠」^(註十七)は本村の北東を流れていて、直接には關係が少なかつた様である。洪水の記事は殘存資料の中にもかなり見出されるが、例へば、弘化三年(一八四六年)の洪水の如きは相當被害も甚大であり、それによれば、弘化三年六月、利根川に合流する神流川の勅使河原村地内における押切を原因として、その東南方地帯にあたる村々が一面に大洪水と相成り、本瀬が本庄宿より傍示堂までの中山道の往還まで打ちよせる程の大出水になつたと報じている。すでに見たごとく、本村の田畑の比率は三割で畑の壓倒的に多い村であり、畑方における旱魃が度々起つて居る。例へば、弘化二年(一八四五年)は大洪水の前年で、相當の旱魃の記事が殘されている。

本村は農業の外は、特別な職業は無かつた様である。男は農閉期は薪木刈、ナワワラなひを行ひ、本庄宿に賣りに行き、女は苧・絹・太織などを製作し、同様本庄宿に賣りに行つた模様である。^(註二十)農業においては、米・麥・大豆等主穀作物を主としていたことは勿論で、養蠶・綿等の事情に關しては詳細は充分知り得ない。

(註一)「埼玉縣地名辭典」「藤田村」の項参照、猶、徳川時代における六ヶ村の石高を記せば、左の如くである。

傍示堂村 五六八、〇八三 鶴森村 三八〇、四四二 牧西村 一、二六一、九一五

武藏國兒玉郡傍示堂村

小和瀬村 三三七、八七九 宮戸村 一一九、〇〇〇 瀧瀬村 二七〇、五三〇

〔註二〕「新編武藏風土記」第十五卷 三二七頁

〔註三〕柳田國男「地名の研究」一一三頁

〔註四〕「新編武藏風土記」第十五卷 三二七頁

〔註五〕「同右」第十五卷 三二七頁

〔註六〕埼玉縣兒玉郡藤田村の村史纂編の計畫は明治四十五年三月に初められ大正二年八月に一應完了しているが、印刷せらるることなく現在藤田小學校所藏の稿本「藤田村郷土誌」として残されている。編纂者は當地方教育の功勞者田沼延四郎氏である。傍示堂村の歴史に關しては、本稿を参照した。

〔註七〕慶長十七年(一六一二年)壬子九月二十九日に行われた傍示堂村の檢地は、中野七藏(一説には長兵衛といふ)の指揮のもと、「菅野勘解由」の案内によつて行われている。菅野勘解由は後述するごとく傍示堂村の名主を代々つとめるに至つた内野家の祖先であり、その初代にあたると思われる。當主内野家所藏になる内野家系圖によれば、初代勘解由は萬治二年(一六五九年)に死している。

慶長十七年の檢地は、字名、「西・屋敷ノ北・稻荷ノ前・稻荷ノ西・稻荷ノ北・稻荷ノ東、明神南・北久保・板ノ内・仁手堀キヲ等」に實施され、その反別合せて廿六町一畝十二歩であつたといふ。(藤田村郷土誌)この時の反別は天保九年「村差出書上ヶ帳」の記載による反別と比較して非常に少く、恐らくこの慶長十七年檢地の分はその一部であらうか。

〔註八〕領主關係の變遷について參考まで次の記事を記しておく、若干研究の餘地を残している。

「當村正保ノ頃ハ御料所外鈴木長左衛門永嶋某佐久間某ノ三給ナリシト縣宗久ハ河形五郎次ノ後ナリヤ宗久ノ分ハ寛政元年上リテ御料所トナリシヨリ今ハ御料所ノ外永嶋長兵衛佐久間和三郎等入會ノ地ニシテ」稿本「藤田村郷土誌」

「明暦元年中高ヲ割キテ家臣ニ與フ高二百七十七石六斗三升三合ノ旗本ノ士長嶋刑部左衛門ニ高二百石縣五郎作高百六十石四斗五升

ヲ分與シ徳川支配トナル享保五年三月佐久間安藏守高百六十石四斗三升加増シ寛延三年縣宗五郎宗知事故アリテ上知ス寶曆元年小林孫四郎支配し慶應元年十一月ヨリ木村甲斐守支配ス永嶋直之丞佐久間卯右衛門ノ領邑ニ轉シ明治ノ聖代ニ至リ永嶋氏ハ岩鼻縣ニ佐久間氏ハ大宮縣ニ上知ス」

〔註九〕野村兼太郎「村明細帳の研究」四六八頁

〔註十〕「内野家文書」は現在慶應義塾大學經濟學部研究室に保管されている。

〔註十一〕人別帳類で残存しているのは、慶應二寅年三月の人別帳で、御料地と永嶋直之丞支配分の二給のみである。内野文書(31515、及び31516)

高二〇〇石分の人別表

農家番號	戸主名	持反別	出作反別	男女計	馬
1	百姓吉十郎	反九畝	一反五畝	四男四女	一
2	組直頭右衛門	三〇	〇	三	一
3	組彦頭右衛門	〇	九	三	一
4	百姓竹次郎	三〇	〇	四	〇
5	百姓源七郎	四二〇	五二〇	〇	一
6	百姓幾四郎	〇	〇	三	〇
7	幸吉	一〇	〇	二	〇
8	音吉	六四二〇	九七二七	二四二四	一

武藏國兒玉郡傍示堂村

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平	百平
姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓
次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎	次郎
一	〇	〇	三	〇	二	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇
三	五	一	〇	五	一	三	一	二	六	四	八	九	四
二	〇	〇	二	〇	二	一	一	二	一	八	〇	六	〇
〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	〇	〇	〇	〇
二	二	八	二	三	〇	七	〇	〇	二	三	三	一	一
九	〇	〇	〇	七	〇	二	〇	〇	〇	二	二	〇	〇
三	三	二	二	一	一	四	二	二	二	一	一	二	二
四	三	二	二	一	一	二	三	二	二	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
註	註	註	註	註	註	註	註	註	註	註	註	註	註
死亡ニツキ引請人ハ平次郎	死亡ニツキ引請人ハ權次郎	死亡ニツキ引請人ハ健次郎	死亡ニツキ引請人ハ七右衛門	死亡ニツキ引請人ハ清吉	死亡ニツキ引請人ハ健次郎	死亡ニツキ引請人ハ平次郎	死亡ニツキ引請人ハ權次郎	死亡ニツキ引請人ハ健次郎	死亡ニツキ引請人ハ七右衛門	死亡ニツキ引請人ハ清吉	死亡ニツキ引請人ハ平次郎	死亡ニツキ引請人ハ權次郎	死亡ニツキ引請人ハ健次郎

百姓	〇	一	一	五
藏	〇	一	一	五
家數二十二軒 人數九十四人 男五十二人 女四十二人 馬六匹				
註	死亡ニツキ引請人ハ平次郎			

〔註十二〕「武藏國兒玉郡誌」二五五―六頁

〔註十三〕「武藏國兒玉郡誌」二五六頁 以下の記述は兒玉郡誌による。

〔註十四〕内野文書（3,21 1 24）

〔註十五〕内野文書（3,21 1 4）

左にその全文をかかげておく、傍示堂村の街道における地位がよく示されている。

乍恐以口上書御訴訟申上候

武藏國牧西村高千貳百四拾六石九斗六升

雨臺勘兵衛御代官所訴訟人

名主 彦左衛門

小野右近知行所訴訟人

奥津能登守知行所訴訟人

名主 八郎左衛門

丸茂勘左衛門知行所訴訟人

名主 貞左衛門

山本平衛門知行所訴訟人

名主 彌市左衛門

同國仁手村高六百六拾石

蔭山數馬知行所訴訟人

名主 太兵衛

一傍示堂宿之儀沼田海道ニ而酒井雅樂所様酒井監物様牧野駿河守様其外伊賀保草津湯治之往還馬次ニ御座候得共高五百六拾石之

武藏國兒玉郡傍示堂村

三五 (一〇七)

小村ニ而人馬不足故勤兼申ニ付牧西村仁手村之義者入合一村同前ニ御座候間先年より傍似堂宿牧西村仁手村三ヶ村一道ニ馬次
來り申候然所ニ右之兩村近年本庄町江助郷ニ被仰付重役難義仕候其上本多伯耆守様御家中沼田江御通ニ付彌々役繁罷成申候兩
役之儀ニ御座候得者 御用之間かけ申以時分ハ如何ト難儀ニ奉存候殊ニ牧西村之儀者仲仙道往還ヲ抱罷在候村ニ而前後ノ
領内八百三拾間御座候其上小山川身流川壹所ニ落合往還海道近川欠込毎年御公儀様御入用を以往還國之御普請場ニ而年々ニ仕
候然上ニ本庄町傍似堂宿兩役相勤申儀人馬等も間違旁々以難儀に奉存候 殊ニ百姓困窮ニおよび奉願候本庄町近在ニ無役之村
々數多御座候所ニ牧西村仁手村之儀重役被仰付難儀奉存候御慈悲ニ本庄町近在無役之村々江助郷御指替牧西村仁手村之儀傍似
堂宿置ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候 以上

武藏國牧西村訴訟人

彦左衛門

八郎左衛門

眞左衛門

彌市左衛門

太兵衛

同國仁手村訴訟人

寛永三年戊八月

御奉行様

〔註十六〕 前掲「村明細帳の研究」四七〇頁

〔註十七〕 備前渠に關する事項は「備前渠史」上下二冊に詳細に記されている。

〔註十八〕 内野文書（32731）

〔註十九〕 内野文書（32751）

〔註二十〕 前掲「村明細帳の研究」四六八頁

二 内野家の地主經營

「傍似堂村」に在住し、その名主として、或は宿驛間屋として、後には傍似堂村の大半に及ぶ土地を、さらに、隣
村仁手村、牧西村、鵜森村等にも相當量の土地を獲得するに至り、その聲名と財名とは近在一帶にまで及び、維新以
後においては、地方行政及び地方産業開發の上に少なからざる事業を爲すに至つた「内野家」の經營を主として金
融と造酒を中心として一手がかりとして、封建社會における一地主の在り方について若干考察を加えて行きたいと思
ふ。

「内野家」は代々本庄宿に居住し、本庄を領有していた「本庄氏」の系譜に屬する。現在内野家所藏の系圖によれ
ば、本庄勘解由康忠（萬治二己亥年（一六五九年）に死す）の時に至り、天正の亂後の難を避け、弓矢を捨て、今日の傍
似堂に土着して、農を營むたこととなつてゐる。勘解由康忠より姓を内野と改めた。^{〔註一〕}この勘解由が恐らく内野家初代
であり、慶長十七年（一六一二年）に行われた傍似堂村の檢地に、中野七藏に従い、檢地の案内を勤めた人であつたと
思はれる。現存する内野文書の中より、當時の内野家の事情を知ることが出来るが、土着した當初より、四周の百姓
とは非常に異つた、有力なる地位にあり、後の内野家の基礎がすでに當初より與えられていたものと考えられる。す
なわち、内野文書中最も古い資料の一として殘存する正保四年（一六四七年）「亥ノ傍似堂村取付之事」^{〔註二〕}及び、慶安元
年（一六四八年）「慶安元年子年傍似堂村取付之事」^{〔註三〕}の二通の年貢割付によれば、傍似堂村名主として「重右衛門」の
名が出てゐる。重右衛門は萬治二年に死亡した初代勘解由であつて、すでに、内野家は、初代より、傍似堂村の名主
役を勤めていたことを知ることが出来る。この正保の頃の傍似堂村は、民戸約八十戸といわれている。

武藏國兎玉郡傍似堂村

三七、（一〇九）

内野家家系圖

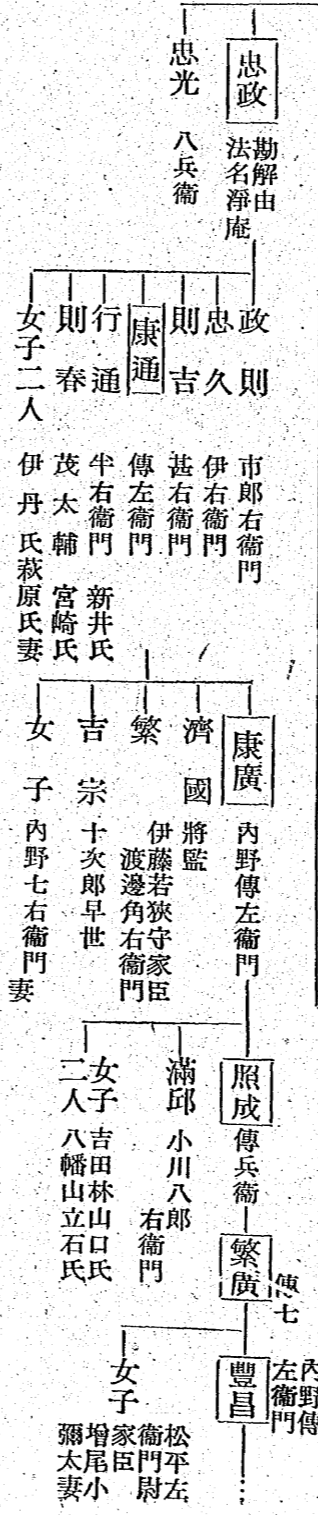
天智天皇……藤原不比等……省略……家實

新左衛門尉 法名道實 於彼代改本名號本庄永享十三年正月一日(四四)緒城拭疵時任左衛門六郎 法名道實

女子 任尾張守法名繼 喜五十八才死
實網
女子 北堀庄田 庄田次郎 肥後守
實 信 善 養 清 義
賀 應 元 慶 加賀守

左衛門督 元朝 道祐 左衛門督 宮内少輔 宮内少輔 元翁 信朋 爲明 將明

忠長一女子
女子 本庄越前守 實明 三河守 泰葉 深谷 女子
行重 本庄藤太郎 隣策和尙 禪家萬治三庚子正月廿六日 (一六六〇)示寂 武藏國兒玉郡之內傍爾堂 村三住居 萬治二己亥年 (一六五九)死
改内野 (一六五九)死



内野家過去帳

- 十一代目 内野傳左衛門 内野傳左衛門 内野傳左衛門 内野傳左衛門 内野傳左衛門 内野榮助
- ……貞享五年 八月十四日死 (一六八八) 六十二才
- ……寛延元年 十月廿二日死 (一七四八) 七十四才
- ……明和四年 十一月廿九日死 (一七六七) 七十七才
- ……安永五年 七月二十七日死 (一七七七) 七十八才
- ……文化八年 十二月六日死 (一八二二) 六十九才
- ……天保十五年 六月十九日死 (一八四四) 七十九才
- ……天保十一年 九月十日死 (一八四〇) 五十一才

- 十八代目 内野半次郎 内野彌三郎 内野 武 内野 實
- ……俗名傳平 明治九年 一月二十二日死 (一九二〇) 八十八才
- ……大正九年 四月八日死 (一九二〇) 八十八才
- ……六月二十二日死 (一九二〇) 八十八才

(註) コノ系圖ハ 當主内野實氏所藏ニナル「内野家家系圖」及「内野家過去帳」ニヨル、但シ圓滿寺所藏ノ「内野家過去帳」ト若干相異スルガ、内野家所藏ノモノニヨツタ

初代以後における内野家代々の事情は残存する家系圖(前頁掲載)と過去帳(本页掲載)とにより、ほゞたどり得る。しかし、兩者の連續の仕方と、代數の敷え方とに若干疑點が残されている。

内野家が代々名主役を勤めていた領地は、高二百石分と高二百七石六斗三升三合分とである。前者は當初縣(阿形)家により領されていたが、寛政元年(一七八九年)に至り、縣宗久の時、事故ありて上知し、御料地となつてゐる。後者は永嶋家の分である。内野家は永嶋家が黒田村、保木野村に領有していた分の名主をも、後に兼帯するに至つてゐる。右のごとく、内野家は傍示堂村に土着したその當初より、すでに有力なる農家として、豪農として、出發している點をまず注意する必要があり、これが、後の發展の基礎となつたのである。

武藏國兒玉郡傍示堂村

「内野家」がどの様な内容の經營を営むでいたか、莫大なる土地集積が何時、如何に行われて行つたのであるか。主として内野家がいとなむでいた「金貸し」、それによる土地集積の側面と、内野家の所有になる「酒造株」の推移とを中心とし、「寄生化」への傾向を探究しよう。

(1) 金貸し—土地集積

内野文書中敷において最も多く残されているものは、質地證文、借金證文、土地賣渡證文等に關する資料である。勿論現存している資料は全體の何分の一にあたるか全く判明し難いところであり、これよりして全體を推測することには非常な危険が存在するのであるが、一つの傾向としてこれを考えてみることは出来ると思はれる。封建社會において「土地」が、金融の場合、最有力なる擔保力を有していた點よりして、貸借關係は當然その背後に土地の集積—その反面無所有者の出現を惹起して来る。内野家における土地集積も大部分が、この金貸しの方法を通じて進められたものである。

最も古い證文として残存しているものは「土地賣渡し證文」の形式を取つている。これを整理してみると、(註五)、(明白)に内野家に賣渡したのみを整理し、若干不明の點のあるものは省略した)、延寶五年(一六七七年)の「土地賣渡證文」が最古のものとなつてゐる。勿論、それ以前において、内野家が土地買入れを全く行つていなかったという理由はなく、すでに、幾分なりと行つていたのである。延寶五年より元祿十五年まで(一六七七年—一七〇二年)が第二表にまとめられている。この二十五年間に十七件、土地面積にして二町五反餘、金額にして六十八兩餘の取引が行われている。買主—貸主はすべて傳左衛門(傳兵衛は俗名・系圖参照)、賣主—借主はすべて傳示堂村の百姓である。他村百姓の證

(第2表)

賣渡證文	延寶5年 (1677) " 7年 (1679)	下畑 1-6-0 上畑 1-0-15 下田 0-6-0	4 0 4 1	分 0 1	賣主 傳示堂村 八兵衛 仁左衛門	買主 傳兵衛 傳左衛門	10兩 = 1分
"	元和元年 (1681)	中畑 1-0-0 中田 0-0-20	3 1	1	仁左衛門	傳左衛門	3年季
"	"	下畑 1-7-0 中畑 1-2-0	6 3	3 永 174文	勘右衛門	傳左衛門	3 "
"	元和2年 (1682)	中田 1-0-0 下田 0-8-0 田嶋 0-2-0	2 2 2	2	門左衛門	傳左衛門	10 "
"	"	中田 1-8-29	9	1	勘右衛門	傳左衛門	
"	元和3年 (1683)	下畑 3-2-0	3	3	仁左衛門	傳左衛門	
"	"	下田 1-2-4	5	1	勘右衛門	傳左衛門	
"	"	中畑 1-3-5	3	2	平左衛門	傳左衛門	
"	元和4年(貞享元年)(1684)	中田 0-9-18	2	3	傳兵衛	傳左衛門	
質地證文	元祿4年 (1691)	中田 1-2-0	1	1	傳示堂村 八郎兵衛	傳左衛門	
借金證文	元祿7年 (1694)	中田 0-8-0	5	2	傳示堂村 大左衛門	傳左衛門	
賣渡證文	元祿9年 (1696)	中田 1-6-15	5	2	傳示堂村 孫兵衛	傳左衛門	
"	元祿11年 (1698)	中畑 1-8-0	2	3	傳示堂村 孫兵衛	傳左衛門	
質地證文	元祿11年 (1698)	中畑 1-3-2	5	0	傳示堂村 門左衛門	傳左衛門	
"	元祿15年 (1702)	中畑 0-5-0	3	0	傳示堂村 權兵衛	傳左衛門	
"	元祿15年 (1702)	下畑 0-7-0	3	0	傳示堂村 權兵衛	傳左衛門	

25年間	中田	6-7-22	兩 0分 2朱	村	重郎兵衛	傳左衛門	12兩=1分
	下田	2-6-4					
	上畑	1-0-15					
	中畑	5-3-7					
	下畑	9-8-0					
	田嶋	0-2-0					
計	2-5-7-18	68	永112文 永844文 米6俵2斗1升				

(第3表)

借金證文	寶永3年 (1706)	中田	0-5-0	1	0分	村	重郎兵衛	傳左衛門	12兩=1分
實地證文	"	中田	0-5-26	4	3分	村	勘兵衛	傳左衛門	5年季
"	"	中田	0-6-0	3	0分	"	新右衛門	(チシ)	"
"	"	中畑	0-5-0	3	0分	"	新右衛門	傳左衛門	"
"	"	中畑	1-3-0	1	3分	"	七左衛門	內野傳左衛門	"
"	寶永4年 (1707)	中畑	1-1-18	12	0分	傳示堂村	市三郎	傳左衛門	8
"	"	下畑	0-7-24	7	0分	"	八左衛門	傳左衛門	10
"	"	下畑	1-2-0	9	0分	"	傳兵衛	傳左衛門	10
"	寶永7年 (1710)	下畑	0-5-20	3	0分	"	五郎兵衛	傳左衛門	3
寶永7年 (1710)	寶永7年 (1710)	下畑	1-2-0	5	0分	本庄新田村	傳右衛門	傳左衛門	3年季
寶永7年 (1710)	正徳元年 (1711)	中畑	1-2-0	14	0分	傳示堂村	吉兵衛	傳左衛門	"
"	"	下田	1-0-0	5	0分	"	武左衛門	傳左衛門	"
"	"	中田	0-8-10	3	2分	"	太郎兵衛	傳左衛門	"
"	"	下畑	9-6-8	66	2分				"

"	6年(享保元年)(1716)	中畑	0-7-0	2	0分	傳示堂村	庄左衛門	傳左衛門	3
"	"	上畑	0-3-0	5	0分	"	門兵衛	傳左衛門	"
"	10年間	中田	2-5-6	145	2分				3
計		下田	1-0-0						
		上畑	0-3-0						
		中畑	3-7-0						
		下畑	1-3-3-10						
		計	2-0-8-16						

第4表

實地證文	安永2年 (1773)	中畑	0-2-0	兩	2分	傳示堂村	寶珠院	傳左衛門	銀5匁=1分
借金證文	天明3年 (1783)	中田	0-8-9	1	0分	"	増尾又兵衛	傳左衛門	3年季
實地證文	天明8年 (1788)	中畑	1-1-12	0	3分	"	七右衛門	傳左衛門	
"	"	中畑	0-4-17	2	3分	"	千藏	傳左衛門	
"	"	中畑	0-4-17	0	3分	傳示堂村	善兵衛	傳左衛門	
借金證文	寬政元年 (1789)	中畑	0-5-0	18	1分	"	惣百姓	傳左衛門	
實地證文	"	合	1-4-27	3	2分	"	次郎	傳左衛門	
"	"	中田	0-5-0	4	3分	"	嘉右衛門	傳左衛門	
"	"	中畑	0-5-15	3	2分	"	昌元	傳左衛門	
"	寬政2年 (1790)	中畑	0-9-16	2	1分	"	平吉	傳左衛門	
"	寬政5年 (1793)	中畑	1-1-5	11	0分	"	常八	傳左衛門	
"	"	上畑	0-8-2	5	1分	"	八十七	傳左衛門	

武藏國兒玉郡傳示堂村

四三 (11用)

借金證文	年	金額	種類	数量	債主	借主	備考
借金證文	寛政6年 (1794)		上畑 1-0-0	3	0	保木野村名主 清次郎	傳左衛門
質地證文	寛政7年 (1795)		(記載ナシ)	0	2	安右衛門	傳左衛門
質地證文	寛政8年 (1796)		(記載ナシ)	5	0	鵜森村	傳左衛門
質地證文	寛政10年 (1798)		中田 0-2-6	3	0	牧西村	傳左衛門
質地證文	寛政11年 (1799)		合 2-8-25	3	0	仁手村	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		畑 0-3-5	1	2	七郎兵衛	傳左衛門
質金證文	享和2年 (1802)		中畑 0-3-15	0	2	大左衛門	傳左衛門
質金證文	享和3年 (1803)		下畑 0-9-23	2	0	銀藏	傳左衛門
質金證文	寛政12年 (1800)		中畑 0-2-12	1	2	七郎左衛門	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		中畑 0-2-12	1	2	常八	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		中畑 0-2-12	0	3	藤次郎	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		上畑 0-8-13	1	3	下仁手村	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		上畑 0-8-0	6	2	下仁手村	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		下畑 1-0-0	1	2	市右衛門	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		記載ナシ	1	0	鵜森村	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		計	93	16	久助	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		中田 1-0-15	1	16	新藏	傳左衛門
質金證文	享和元年 (1801)		下田 0	1	16		榮次郎
質金證文	享和元年 (1801)		上畑 2-4-15	1	16		
質金證文	享和元年 (1801)		中畑 5-7-14	1	16		
質金證文	享和元年 (1801)		下畑 1-9-23	1	16		
質金證文	享和元年 (1801)		合 4-3-22	1	16		
質金證文	享和元年 (1801)		1-5-5-29	1	16		

文はこの時期には残存していない。これにより、内野家の貸付の範囲がほぼ一村内であったことが推測出来る。

寶永三年より正徳六年まで(一七〇六年—一七一六年)の分が第三表にまとめられている。この十年間に十六件、土地面積にして約二町歩、金額にして百四十五兩餘の取引が行われている。時期が前の期とついでいるために概ね同じ様な性格をもった時期であるが、質地證文がその形式の大部分となり、貸主は傳左衛門、質入主は傍示堂村の百姓の外、本庄新田村の百姓の名が出て来る。貸付範囲の擴大が推測出来る。

享保元年(一七一六年)より安永元年(一七七二年)まで約五十六年間の資料が全くかけている。第四表は安永二年より享保三年(一七七三年—一八〇三年)に至る間、主として寛政度のもものがまとめられ、二十一件土地面積にして一町五反餘、金額にして九十兩餘。貸主は傳左衛門、質入主は傍示堂村百姓のみでなく、隣村牧西村・下仁手村・鵜森村等の百姓の名が現れて来る。遠く保木野村名主、杏掛村百姓の名が見える。貸付の範囲が近村にまで一層の擴大の行はれたことが推測出来る。

文化二年(一八〇五年)以降の貸買關係は、幕末に及ぶにつれて、増大している。貸付範囲も一層擴大され、領主永島家に對する金融がかなりの額にのぼっている。(この點についての詳細は省略)
以上とは別に「頼母子講」を組織し、それによる金融を行っていた資料が、断片的ではあるが、天保九年(一八三八)より十二年までの分二十三通残存している。内野半次郎、今兵衛、仙珠院の三名が世話人となっている。このように、内野家により行われた金貸しの一断面であるが、貸付の範囲も、規模も、擴大されて行っている。このような貸金の元金は勿論内野家の自己資金によりまかなわれたものではあるが、その金額が増大するにつれて自己資金のみにては調達しきれなくなつて行くのは當然である。ましてや、宿驛問屋としての業務、後述する酒造業の經營等

第5表

借主 貸主

寛政3年 5年	10兩 15兩	(20兩 = 1分) (20兩 = 1分)	田 5反歩 中田 4反歩	傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 彌三郎 本庄宿 彌三郎	商仕入ノタメ(返済スニ)
10年	45兩	(25兩 = 1分)	中田 1町5反歩 中田 1町歩	傳左衛門 半十郎 傳左衛門	本庄宿 彌三郎 本庄宿 戸谷半兵衛	商仕入ノタメ(返済スニ)
文化2年	50兩	(25兩 = 1分)	(中田 1町歩 中田 8反歩 總合23町歩 15筆添 田畑 2町歩	傳左衛門 傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 泰田彌三郎 本庄宿 助左衛門 本庄宿 助左衛門	商仕入ノタメ(返済スニ)
2年	50兩	(25兩 = 1分)	田畑 2町歩 (斷カソ)	傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 戸谷半兵衛 本庄宿 彌中	商仕入ノタメ
7年	50兩	(25兩 = 1分)	中畑 5—0—0	傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 四郎右衛門 本庄宿 四郎右衛門	商仕入ノタメ
文政元年	20兩	(25兩 = 1分)	上畑 1町5反歩 中畑 1町歩	傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 四郎右衛門 江戸一ヶ谷町上二丁目 伊勢屋	御年貢上納
7年	50兩	(25兩 = 1分)	中畑 5—0—0	傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 四郎右衛門 本庄宿 木屋四郎右衛門	御年貢上納
天保4年	70兩	(25兩 = 1分)	畑 6町3歩	傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 木屋四郎右衛門 本庄宿 木屋四郎右衛門	御年貢上納
3年	30兩	(25兩 = 1分)	中畑 8反歩	傳左衛門 傳左衛門	本庄宿 木屋四郎右衛門 本庄宿 木屋四郎右衛門	御年貢上納
7年	75兩	(25兩 = 1分)	中畑 2町歩	傳左衛門 傳左衛門	(斷カソニテナシ)	御年貢上納
9年	30兩	(25兩 = 1分)	中畑 1町歩	傳左衛門 傳左衛門	(斷カソニテナシ)	御年貢上納
11年	35兩	(20兩 = 1分)		傳左衛門 傳左衛門	長谷小兵衛	地領所先納用金 子→長
11年	21兩	(20兩 = 1分)		傳左衛門 傳左衛門	(斷カソニテナシ)	來カ12—8月

文久元年	40兩	(20兩 = 1分)	信用借	傳左衛門 傳左衛門 傳左衛門 傳左衛門	上州速取村 國右衛門 森村	地役勝手向 感シク 來ル成8月
文久元年	50兩	(25兩 = 1分)	信用借	傳左衛門 傳左衛門 傳左衛門 傳左衛門	(斷カソニテナシ)	地領所 手向要用 12月→ 成5月
慶應2年 明治5年	15兩 20兩			傳左衛門 傳左衛門 傳左衛門	(斷カソニテナシ) 村 井田勝兵衛	地領所用 4—8月 (預リ金)
10年	500圓			(内野傳平 多賀谷源三郎)	生進會所御中	肥料購入ノタメ
1275兩						

に要する資金も少額ではないのである。内野家はより規模の大なる金融業者として地主に對して、金融を仰ぐことを必要として來ている。内野家は集積した土地を擔保として、金融の道を講じていた。今、内野文書の中、内野家借用の分を整理してみると、第五表の如くである。資料は時代的にも限られ、その數量も極めて少數残存するに過ぎないために、全體を明白にすることは出来ないが、寛政三年(一七九二年)より慶應二年(一八六六年)までの分として、十九件が残存している。金額にして約七百二十五兩、借主は内野傳左衛門、あるいは、永島家支配分の三ヶ村名主名である。金融を必要とするに至つた理由として、當初は「商仕入ノタメ」、「御年貢上納」があげられ、名主連名によるものには、「地領所勝手向要用」があげられている。貸主であるが、大部分は本庄宿の地主、問屋である。中でも、本庄宿森田彌三郎、本庄宿戸谷半兵衛、本庄宿木屋四郎右衛門、本庄宿助左衛門、等より度々金融を仰いでいたようである。この他、遠くは、江戸一ヶ谷町二丁目伊勢屋、上州速取村森村國右衛門(遠縁に當る)の名が見えて

いる。未だ充分に調査が終了していないが、本庄宿を中心として、かなり廣範圍な金融網の形成が考えられるのである。

かゝる内野家の金融業務の活躍によつて、どの程度の土地が收積され、その結果内野家の土地所有高が如何に推移して行つたかは判明出来ないが、内野家が最大土地所有面積を獲得し得られたという明治十一—二十年代において、所有面積は三十町歩餘に及び、傍示堂村内のみにも、百八十二筆（畑百二筆、田六十九筆其他）二十三町二反五畝二十九歩に達している。（明治十七年調査）維新以後における、特に地租改正を経過しての明治十七年の調査である點を評價しても、相當量の土地の集積が行われたことは事實である。かゝる一個人のもとにおける土地集積の反面は傍示堂村内における零細所有者の壓倒的な存在として現れている。前述せる慶應二年の個人帳により知られたごとく、内野家及びその一族の土地所有を除いては他は、壓倒的に零細な土地所有に轉落して行つたのである。

(2) 酒造業

内野家は當地方では通稱「糶屋」と呼ばれていた。内野家が初めて酒造株を購入し、酒造業に關係するに至つた時期は、現存する資料より、寛文十二年（一六七二年）と判定することが出来る。寛文十二年當時における内野家は、初代勘解由が死してより約十三年を経過し、名は傳左衛門、名主を勤めると共に、すでに相當の産をなし、有力なる地位にまで發展して來ていたとみることが出来る。寛文十二年の資料としては、「酒名代株酒道具買申の證文之寫」^(註七)、「賣渡申酒名代石高藏道具之事」^(註七)の二通を利用し得る。これにより、内野家が酒造株を購入し、酒造業を開始するに至つた事情を知ることが出来る。

「酒名代株酒道具買申の證文之寫」によれば、内野傳左衛門は、最初、上州前橋領上植木村に居住する酒道具所有主伊之助なる者と、酒名代株酒道具等一切の讓渡の交渉を行つてゐる。一應取引が成立したのであるが、伊之助は、領主より、酒名代株酒道具類一切を他領に賣却することを非として、その取消を命ぜられるに至つた。そこで、伊之助は、傳左衛門に取引を履行出來ぬことの詔を入れると共に、あたらしい情報を與えている。それによると、田部井村に居住する善左衛門という者が、代々酒石高三十石を造酒して來たが、近年年貢支拂に難澁し、金三十兩にてその一切を譲り度というのである。伊之助は自分との取引の代りに、善左衛門より讓渡されて結構である旨を傳左衛門に傳えると共に、今までの取引は一先づ解消致したいということをも書送り、これにより伊之助との取引は取り止めになつたのである。

そこで、傳左衛門は、田部井村の善左衛門との間に交渉を進め、酒名代石高藏道具一切を金十五兩にて譲り受けることに成功したのである。これによつて、傳左衛門は酒石高三十石の株と、生産設備を自己の手中におさめ得たのである。その時の證文全文を左に掲げておく。

賣渡申酒名代石高藏道具之事

一拙者酒石高三十石并ニ藏道具名代共代金拾五兩ニ相定永代賣渡シ金子請取申所實正也

但シ石高御公儀様江申上ハ通リ少茂僞リ無御座ハ殊ニ右酒石高名代藏道具賣申右之石高之通酒御作可被成ハ少茂御氣懸被成間敷ハ

此酒石高名代藏道具共ニ少茂かまひ無御座ハ自然横合より六ツケ敷義申者御座ハハ貴殿江御苦身ニはかけ申間敷ハ我々何方迄罷出急度申分可仕ハ爲後日手形依而如件

武藏國兒玉郡傍示堂村

寛文十二年

田部井村

子十月二十六日

賣主 善左衛門

名主 助兵衛

口入 傳右衛門

ほうじどう村

傳左衛門殿

内野家において讓渡直後如何なる經營を營みしかは資料の上からは判明せず、資料は、寛文十二年の酒造株購入以後、約百年間缺除している。資料の残存が見られたのは、天明度(一七八一年以降)以後であつて、それは徳川幕府の醸造米高に對する統制政策實施の強行より、それに關聯して書かれた書類である。これらを整理することにより内野家の酒造業の内容をほゞ推察する事が出来る。

内野家は寛文十二年酒造株三十石を讓渡されし以來、引續き元株として三十石を所有し、酒造業を經營して來たことは次にかゝげる天明八年(一七八八年)の「覺」^(註八)により知ることが出来る。

覺

酒造株高三拾石

永島直兵衛知行所

一酒造米高三百石

武藏國兒玉郡傍示堂村

名主

酒造人

傳左衛門

爾來酒造米は三百石を使用していた。

右者私知行所酒造米高并株高茲書面之通御座以上

新御番

松平但馬守組

天明八申年四月

永島直兵衛 印

御勘定書所

内野家の酒造業經營方法であるが、内野家が本來地主であり、高利貸的金融を營む者であり、そこに經營の主體が置かれていた點よりみて、當初より、直接酒造業を經營するよりも、その經營を專問酒造業者あるいは酒販賣商人に依頼し、そこより高利貸付的利子を獲得する方向がかなり強く出ていたものと思はれる。天明度に入ると、天明二年(一七八二年)より寛政三年(一七九一年)までの十ヶ年間は、江州蒲生郡日野町酒造商人日野屋市右衛門に、酒造株に關する一切の權利、酒造場、酒造諸道具等一切を貸與し、酒造の實權は勿論のこと、酒販賣に關する一切の權利を委任していることは、次の資料^(註九)によつて伺うことが出来るのである。

差上ケ申一札之事

一私酒造株之儀者江州蒲生郡日野町酒造商人日野屋市右衛門と申者江天明二寅年十一月より亥年迄テ拾ヶ年之内造場所諸道具相預ケ置并賣買共一式任置申由依之酒造株主者私ニ御座由得共當時酒造人者日野屋市右衛門ニ而御座由得者證人加判の上取置之申由且又市右衛門名前之儀者御公儀様迄御届ケ不申上私名前斗差出シ置申由此段御届ケ奉申上由書面之通相違無御座由爲念仍如件

武藏國兒玉郡傍示堂村

五一 (一一三)

御知行所

武州兒玉郡傍示堂村

名主 傳 左衛門

天明八申年四月

永島直兵衛様御内

宮坂專右衛門様

前書之通酒造之儀傳左衛門申上之通私親方預(ムシ)酒造商賣仕之義少茂相違無御座之市右衛門儀在所
迄罷歸リハニ付爲念私印形與書ヲ以如此御座以上

加藤佐渡守領分

江州蒲生郡日野町

日野屋市右衛門代

彦 四 郎

天明八申年四月

永島直兵衛様御内

宮坂專右衛門様

○寛政十二子年酒造株式讓渡請印證文二通

○天明二寅年々酒造株貸置ハ譯書一通

名主 傳左衛門出ス

其後、内野家が酒造經營より遊離する傾向は益々強くなり、積極的に酒造を經營し、それを專業となし、以て大規模な酒造經營への展開がこゝでは全く頭打ちにされている。すなわち、当初は經營の結果に直接間接に關心をもち、その結果如何が自己の収入を直接左右する有様であつたが、(酒造人に依頼はしているが、その經營に關係している)、文政度に至ると、文政五年(一八二三年)より天保二年(一八三一年)まで十ケ年間、完全に酒造藏并見世石藏附共諸道具一切を家賃は文政五年より八年まで一ケ年金十二兩づつ、それ以後は一ケ年十五兩づつに定めて小池村借家人加兵衛に貸與している。^(註十)さらに天保十四年より十ケ年間上州船波郡五科宿酒造借家人安兵衛に酒造藏等一切を貸與している。^(註十一)家賃は一ケ年につき十三兩づつである。かくて、ここにおいて、内野家は酒造業の株主である名儀を所有するのみにて、經營より全く遊離し、完全に寄生化して行く傾向を明白に示していたのである。維新以後、再び酒造の實權を握り、酒造人を選定し、それに依頼する經營に移行しているが、この生産への結びつきの弱さは、酒造人の偽購行爲、不正を原因として多大の損失をうけ、大正期の内野家崩壊の一因を形成して行つたのである。

徳川幕府の全國一様に行われた醸造高統制は、内野家の醸造高にも變化を生じて來ている。天明六年(一七八六年)には酒造米値段高騰を原因として、年々三百石の酒造米を仕込に使用していた内野家の酒造は、半減され、百四十石の酒造米を使用し、酒造に従事し、^(註十二)天明七年(一七八七年)には、三分の二を中止し、三分の一を酒造することと定められ、^(註十三)三百石の三分の一を酒造していた。^(註十三)天明八年(一七八八年)には前年と同様、三分の一のみ酒造を許可されている。その時における百石の仕込米の内譯をみると、白米十一石六斗二升が元身米(元糶共)であり、白米八十八石三斗八升が掛身米(懸糶米共)である。^(註十四)これ以降の時代については資料を欠いているが、表面的には、幕府の統制に従ひつゝ酒造米の仕込高が變つて行つたものである。

酒元株三十石、酒造米三百石程度の醸造を営む造酒企業の生産規模—生産設備は如何なるものであつたか。寛政七年(一七九五年)の「酒造御改ニ付書上御請印帳」^(註十五)に記載されている諸道具よりして、その規模の大様を知ることが出来る。灘地方においては、一生産期間當り千石内外を以て基本とされ、これが生産規模の技術的單位であつたのに比すれば、地酒として、その規模ははるかに小であつたことがうかがい知ることが出来る。

酒造株高三十石を経営するための、基本的家屋は酒藏壹軒(梁間四間、桁行十六間、六十四坪)それに持落日さし(梁間二間、桁行十六間、三十二坪)がついたものと、釜家一棟(梁間五間、桁行七間、三十五坪)である。釜家においては、釜場・洗場・槽場・麹室等の設備を有し、そこで、醸造米の操作を行ひ、酒藏においては、醪仕込場・酒母製造場・夏期貯藏場がおかれている。

これらの家屋の内外において使用されていた諸道具を見ると、次の如きものがあげられる。寛政七年度は酒造株三十石のうち、三分の二・二十石を酒造し、三分の一・十石は減じられ中止している年度であり、この中止されている設備はそのまま封印休止か、或は名主に預け入れられておくものである。

- 酒造御改ニ付書上御請印帳
- 但 梁間 四間
 桁行 拾六間
- 武州兒玉郡傍示堂村
 酒造人 傳左衛門
- 一 造株高三拾石
 内 貳拾石 三分二 酒造之分
 拾石 三分一 減候分
- 右諸道具 壹軒
- 一 酒藏 壹軒
- 但 梁間 四間
 桁行 拾六間
- 一同持落日さし
 但シ梁間 貳間
 桁行 拾六間
- 右之内 廣敷壹ヶ所
 む路壹ヶ所
- 一 釜家 一棟

- 但シ 梁間五間
 桁行七間
- 一 六尺五寸桶 四本
- 敷同所
 内 三本 三分二造之分
 一本 三分一減候分
- 一 六尺 四本
- 敷同所
 内 三本 三分二造之分
 一本 三分一減候分
- 一 細高六尺 四本
- 敷同所
 内 三本 三分二造之分
 一本 三分一減候分
- 一 五尺五寸 五本
- 敷同所
 内 三本 三分二造之分
 二本 三分一減候分
- 一 四尺五寸 七本
- 敷同所
 内 四本 三分二造之分
 三本 三分一減候分
- 一 粕溜桶 一本
- 三分二之分酒造人被成御渡候分
 一米漬桶 二本
 内 一本 三分二造之分
 一本 三分一減候分
- 一流桶 四本
 内 三本 三分二造之分
 一本 三分一減候分
- 一 さま志桶 一本
 三分二造人江被成御渡候分
- 一 水溜桶 三尺一本
 三分二酒造人江被成御渡候分
- 一 つぼたひ 八本
 内 五本 三分二造之分
 三本 三分一減候分
- 一 大こしき 二本
 内 一本 三分二造之分
 一本 三分一減候分
- 一 ふきぬき 二組
 内 一組 三分二造之分
 一組 三分一減候分
- 一 せう中桶 四本
 内 三本 三分二造之分
 一本 三分一減之分

一せう中ふきぬき一ツ
三分二造人被成御渡候
一酒船 二艘
内 一艘 三分二造之分
一艘 三分一減候分
一半切七拾五枚
内 五拾枚 三分二造之分
二拾五枚 三分一減候分
一猿ほう 一ツ
三分二酒造人江被成御渡候
一水さし桶 一ツ
右同斷
一升半切 大一ツ
右同斷
一飯溜 五ツ
内 三ツ 三分二造之分
二ツ 三分一減候分
一手ため 七ツ
内 四ツ 三分二造之分
三ツ 三分一減候分
一ゑぶり 拾六本

内 拾本 三分二造之分
六本 三分一減候分
一たり口桶 一ツ
三分二造人江被成御渡候分
一桶杓 大小五本
内 三本 三分二造之分
二本 三分一減候分
一たき樽 五本
内 三本 三分二造之分
二本 三分一減候分
大小桶四拾七本
内 桶三拾二本 三分二酒造人江被成御渡候分
桶拾五本 三分一村役人江御預ケ被成候分
一半切 七拾五枚
内 五拾枚 右同斷
二十五枚 右同斷
一酒船 二艘
内 一艘 右同斷
一艘 右同斷
其外小道具三分二酒造人江被成御渡候三分一村役人江被成御預候

右者當村傳左衛門取稼

酒造諸道具之内御改之上三分二造之分御引分御極印御打書面
之通り酒造人奉請取候且三分一之諸道具之分は是又御極印御
打之通り被仰渡村役人江被成御渡候ニ奉請取候尤右酒造人江
被成御渡候三分二諸道具修復仕候節ハ時々御届ケ申上御極印
打替不申旨被仰渡奉畏候萬一紛敷義被及御聞候ハ何分ニモ可
被仰付候尤御預ケ分之儀者御非分も改無御座候依之奥書連印

差上申候以上

武州興玉郡傍示堂村

酒造人 傳左衛門

百姓代

組預 十郎右衛門

名主 傳左衛門

寛政七卯年十月

右の如き生産規模を有している酒造業經營の收支はどの様なものであつたか。次にかゝる資料であるが、年代が明記されず「未年」「覺^(註十七)」とのみあるので詳細には判明し難いが、その時の酒造米高が二百石であるという記載よりして、前に述べた生産規模を有していた寛政年度のものであると推定してみると、この未年は寛政十一年(一七九七年)にあたるのである。この残された「覺」より、この覺がどの程度經營内容を正確に表現しているか甚だ疑問ではあるが、一つの目安として、經營内容の一端を伺ひ知ることが出来る。

覺

未年凡 米穀高二百石程御座

代金 二百四十五兩程

外ニ 右酒賣代金 二百七十八兩程ニ御座

粕燒酒代金 拾九兩程ニ相成

右之通り御座

武藏國兒玉郡傍示堂村

召抱人五人	給金廿兩
樽木竹入用	拾五兩程
所々破損諸道具拵入用	拾兩程
扶持米	拾兩程

諸掛り入用^レ五拾五兩程ニ御座^ル

これによると、その時の酒造米穀高は二百石程であつて、この代金が二百四十五兩である。この外、支出金として抱人五人で給金が二十兩、樽木竹入用が十五兩程、破損道具修理費用十兩程、扶持米十兩程を支拂つており、支出の全合計は三百兩程である。これに對して、酒賣上金は、酒賣代金として二百七十八兩程、粕燒酒代金十九兩程で、合計二百九十七兩である。差引三兩の不足を出している勘定である。

以上が残されている資料中、經營内容を伺ひ知る唯一のものであつて、これより年々の内野家の酒造業がどの程度のものであつたかを一般的に推定する事は困難である。たゞ、天明度の酒造株購入以來、繼續して酒造株を維持して來た事實よりして、年々の損夫が莫大なものにほり内野家の地主經營を破滅せしめる程のものではなかつたことは推定出來よう。然し乍ら、必ずしも毎年不足のみを生じていたものではないと判定しうるにしても、直ちに内野家はこれにより巨大なる利益を得たものと認定し得る資料とはならない。

少し時代は下るが、享和二年(一八〇二年)に、領主より、酒造株取扱金の内御入用金として金百兩を差出す様、命をうけた時に、近年米穀値段が高騰し、損夫のみをつづけていたから、百兩を差出す事は御許し願ひ度という願書を奉つて^(註十八)いる。この事實よりして、經營は必ずしも巨大なる利益をもたらしたともいいえないと推定出來るのである。

酒造に關する勞働雇傭關係等については、内野家が直接酒造に關係していないことよりして全く知り得ない。現存する多くの奉公人關係の文書は、内野家自身の家事、農事を中心とする下男・下女に關するものであつて、直接酒造に關係あるものは見當らない。

以上、内野家の酒造業の在り方を若干考察して來たのであるが、そこに著しい寄生的性格を特長として指摘することが出来る。一般に酒の商品市場が開られ、需要が増大して行く場合には、酒株も、酒造經營も名主の手より離れ、或は名主自身が、醸造家という資格において、獨立して行く傾向を持つものであるが、内野家の場合には、完全に家賃獲得で満足する方向が表面に出されて來ている事實は、内野家の地主經營の極めて高利貸的な、金融的な性格を表示して興味あることといえるのである。

(註一) 傍示堂村所在の稻荷神社の由緒に「後本庄勘解由康忠ニ至リ姓ヲ内野ト改ム天正ノ亂後難ヲ避ケ弓矢ヲ探ラズ此ノ地ニ土着シ同家一族ノ氏神トシテ鎮祭ス」とみえてゐる。

(註二) 内野文書(31311)

(註三) 内野文書(31312)

(註四) 永嶋家の領地については、弘化二年九月の「武藏國兒玉郡、榛澤郡之内郷村高帳」(内野文書31621)の調査資料が残つてゐる。これによれば、永嶋家の總石高は五百三十四石八斗九升三合(内五百石拜領高、三十四石八斗九升三合萬治元戊午御繩出高)であり、それは、兒玉郡保木野村(高二百三十三石一斗八升)、兒玉郡傍示堂村(高二百七十七石六斗三升三合)、榛澤郡黒田村(高九十四石八升三合)の三ヶ村にわたつてゐる。傍示堂村分の名主を代々勤めていたのが内野傳左衛門であり、内野傳左衛門は天保十二年正月より、黒田村分の名主をも兼務してゐる。

(註五) 以下の資料はすべて内野文書である。

- (註六) 内野文書(32217)
- (註七) 内野文書(32215)
- (註八) 内野文書(32218)
- (註九) 内野文書(32213)
- (註十) 内野文書(32211)
- (註十一) 内野文書(32211)
- (註十二) 内野文書(32212)
- (註十三) 内野文書(32212) (32216)
- (註十四) 内野文書(32213)
- (註十五) 内野文書(32219)
- (註十六) 灘酒經濟史料集成下卷二二八頁
- (註十七) 内野文書(32211)
- (註十八) 内野文書(32214)

三 ち す び

以上、われは殘存資料をたよりに、傍示堂村とそこにおける内野家の經營内容とを検討し、内野家の金融業の側面と酒造業の側面とを考察することを手段として、内野家の地主經營の在り方を探究したのである。土地所有に關する基礎的資料を缺いているために、内野家の經營の展開を充分にあとずけることは出来なかつたのであるが、一應整理を加えてむすびとしよう。

第一に、内野家の成立、傍示堂村への土着の歴史が物語つていられるように、内野家はその出發の當初において、決して單なる水呑や、小なる本百姓ではなくして、既に相當の土地を集積し、有力なる地位にある百姓として出發してゐたことである。無から有への展開ではなしに、いはば、最初より有を土臺として展開をして行つたのである。それ故に、早くより傍示堂村の名主役を勤め、宿驛問屋を勤め、封建制度の構造的性質の中に、巧みに、自己の産を伸展し得る機會と力を有し得たのである。

第二に、内野家が土地所有者として充分展開して行つたその根底に、内野家が本庄宿のより大なる地主層と連絡を密にしなが、金貸し業務を実施しえたことが存在している。内野家が土地を耕作し、農業生産に従事擴大する方向がほとんど見られず、完全に金利、及び小作料に寄生する傾向を強く有してゐたことは、第三に、内野家が酒造業を經營した際、より明白な形を取つて現れて來ていたのである。すなわち、醸造家として獨立し、生産規模を擴大し、手工業よりマニファクチュアへの展開を企圖するという方向がこゝでは全く押えられてしまつてゐたこと、すなわち、酒造經營の當初は、自己の計算でなしつゝも、支配人に全實權を依讓し、やがては、酒造道具等一切を貸付し、家賃を獲得する事で満足するといふ、酒造經營よりの完全なる遊離が、寄生的に、家賃收得で満足するといふ方向で強く打ち出されてゐたことは興味深いことである。このことは、當地方の清酒市場の形成の仕方と密接な關係をもち、造酒のための自然的、立地的諸條件や社會經濟的諸條件等と深くつながることであるが、内野家はその經營の中心をあくまで金融業務的な、利子獲得者的な性格の事業においていた事より來たものであろう。

かくて、内野家は封建的社會を經、維新以後の動亂期を經過し、明治十七年には、前にも述べたのであるが、傍示堂村内にて百八十二筆、二十三町二反五畝二十九歩の土地所有者となり、^(註一) 周邊の所有土地をあわせると、三十一四十町

歩餘の大地主にまで擴大されたのであり、明治十七年「小作證書帳」(註一)全部この帳面に小作契約が記帳済であつたか、若干疑問であるが)によれば、その下に、畑小作人四十九人、(内譯傍示堂村内二十四人、仁手村内二十四人、牧西村内一人)田小作人三十人(内澤傍示堂村内十八人、仁手村内十二人)、合計七十九人の小作人の名が記せられているのである。もつて、内野家の土地所有の一端を伺ひ知ることが出来るのである。(一九五三、一、五)

(註一) 現存する「一筆限地引圖面簿」第一號及び第二號の二冊より集計した。本簿は傍示堂村の全土地を六百六十三筆にわけ、一筆毎にその所有者を記したものである。

(註二) 内野文書(817.11)

附言 村役場、小學校及び當主藝員内野實氏には、調査に當り、種々便宜を與えられ深謝す。

上總國市原郡不入斗村

金丸平八

中村勝己

我々の利用し得る資料に徴する限り、上總國市原郡不入斗村の歴史は、慶長十四年(一六〇五年)に始まつてゐる。(註一)

乍然、この時その片影を示した不入斗村は、その後我々の視野から失はれてしまひ、我々が再び不入斗村の全貌を臆げながらも描き得るのは、百二十餘年を経た享保十七年(一七三二年)以降のことに屬してゐる。勿論、この間の時期に關しても、我々が不入斗村に就いて知り得ることは、決して二・三に止まらないがそれ等が不入斗村に與へた影響乃至意義を解明することは甚だ困難である。例へば、元祿八年(一六九四年)に惹起された所謂「おたけ事件」(註二)の如きは、不入斗村に對しても尠なからざる衝撃を與へたことであらうと考へられる。然しその結末を除くならば、この事件に關する我々の資料は皆無に等しい。それ故我々は、村民達の「かばひ合ふ」氣持を主因としたこの事件が、人々の諦觀をも含んで、謂はゞ靜的な経過を辿り、不入斗村の基底を揺り動かす激流とはならなかつたといふ推測を以て、